

特別支援教室「学びの教室」「アドバンスルーム」Q & A

Q1

東京都教育委員会のリーフレット「東京都の発達障害教育」には、「特別支援教室の『原則の指導期間』は、1年間です。」とありますが、文京区ではどうなのでしょう。

A1 必ず1年間で退室（指導終了）となるわけではありません。

特別支援教室では、当初設定した指導目標が達成されたかどうかを評価することはとても重要です。目標が達成された場合は特別支援教室での指導が終了となり、在籍学級での特別支援教育担当指導員などを活用した支援または在籍学級担任の指導方法の工夫等による支援に移行されます。

一方、指導目標が達成されなかった場合は、次の内容を全て満たすことにより、指導期間を延長することができます。

- (1) 当年度の指導目標が未達成であり、同様の指導目標で指導を継続する必要がある。
- (2) 指導期間延長後の具体的な指導方針や指導計画等が明確である。
- (3) 延長後1年以内で指導目標が達成できる見込みである。

Q2

上記 A1 (3) にある延長後1年以内で指導目標が達成されなかった場合はどのようなのでしょうか。

A2 引き続き特別支援教室での指導を継続することが適切なのか、別の支援方法が適切なのか、適切な支援のあり方について、区の特別支援教育相談委員会が審議し、総合的に判断します。その結果、引き続き特別支援教室での指導を継続することもあります。

Q3

退室したら、子どもへの支援はなくなってしまうのですか。

A3 指導目標が達成され退室したとしても、子どもへの支援がなくなるわけではありません。退室後は、在籍学級での特別支援教育担当指導員などを活用した支援または在籍学級担任の指導方法の工夫等による支援に移行します。

Q4

1度退室したら再入室はできないのですか。

A4 目標を達成して退室した児童・生徒が、再度、前回入室時に見受けられた困難と同様の困難が生じ、または別の困難が生じ特別支援教室での指導が必要となった場合には、特別支援教室での指導につなげる必要があるため、再入室は可能です。

(問い合わせ)

教育指導課 03-5803-1300